

## 公告第 30 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 8 年 4 月 23 日

郡山市長 椎 根 健 雄

### 第 1 業務概要

- 1 業務名 郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで
- 4 提案上限金額 ￥5,457,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 第 2 参加資格

- 1 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
  - (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
  - (5) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間）に、本業務と同種の業務経験を有していること。
- 2 共同企業体により本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
  - (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
  - (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
  - (3) 1 の(1)から(4)までの要件については、共同企業体の全構成員が満たしていること。
  - (4) 1 の(5)の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

### 第3 募集要項及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

### 第4 担当部局

郡山市農商工部産業雇用政策課輸出・マーケティング係（担当 山田）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2251

電子メール [sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp)

### 第5 参加申込書及び提案書類の提出

- 1 提出期限 令和8年5月29日（金）17時15分まで
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎1階 郡山市農商工部産業雇用政策課
- 3 提出書類 別紙募集要項のとおり
- 4 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データをファイル便等に格納の上、電子メールにて提出すること。

### 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

### 第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和8年4月23日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、募集要項等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。  
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
  - (1) 事業者名
  - (2) 契約候補者名及び次順位者名
  - (3) 各参加者の評価点
  - (4) 審査の経過及び審査委員

## 第8 契約条件

- 1 提出された提案書類について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続を行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続を行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）による。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、全ての業務完了後に支払うものとする。

## 第9 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- 3 企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しない。
- 4 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 5 提出された書類は返却しない。
- 6 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 7 その他必要な事項は、規則及び募集要項による。

## 郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務公募型プロポーザル募集要項

### 第1 事業の概要

#### 1 本募集要項の位置づけ

本募集要項は、郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するに当たり、条件を示したものである。

#### 2 業務名

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務（以下「本業務」という。）

#### 3 業務内容

本業務仕様書（別添）のとおり

#### 4 業務期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

#### 5 提案上限金額

**5,457,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。**

#### 6 留意事項

本業務仕様書に掲げる全ての項目において、サービス水準を示しているが、参加者はその他必要な項目を検討し、提案書においてサービス向上につながるものを提案すること。

### 第2 参加資格要件等

#### 1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間）に、本業務と同種の業務経験を有していること。

#### 2 共同企業体

共同企業体により本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- (3) 1の(1)から(4)までの要件については、共同企業体の全構成員が満たしていること。
- (4) 1の(5)の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

### 第3 公募の手続きに関する事項等

#### 1 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは以下のとおりとする。

公募開始	令和8年4月23日(木)
公募に関する質問書受付締切	令和8年5月15日(金)
公募に関する質問書回答	令和8年5月20日(水)
<b>参加申込書及び提案書類の提出期限</b>	<b>令和8年5月29日(金)</b>
提出書類に対する質問	令和8年6月5日(金)
提出書類に対する質問への回答期限	令和8年6月10日(水)
審査、決定及び選定結果通知	令和8年6月中旬予定
契約の締結	令和8年6月下旬予定

#### 2 質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答公表については、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和8年5月15日(金) 17時15分まで
- (2) 提出書類 別紙2「質問書」
- (3) 提出方法 電子メールのみ。送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。  
※電子メールの件名には本業務名称及び「質問書」と記載すること。  
※送付先は、第8の2とする。
- (4) 回答期限 令和8年5月20日(水)
- (5) 回答方法 質問者に対して電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、郡山市ウェブサイトに掲載(社名非公開)する。  
「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

#### 3 参加申込書及び提案書類の提出

参加者は、参加申込書及び提案書類(以下「提出書類」という。)を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 **令和8年5月29日(金)** 17時15分まで
- (2) 提出場所 郡山市役所本庁舎1階 郡山市農商工部産業雇用政策課
- (3) 提出書類 第3の4のとおり
- (4) 提出方法 郵送又は持参にて「第8の2」宛て提出  
※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで(12時から13時までを除く。)とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに到達したものを有効とする。また、提出書類の電子データについても、ファイル便等に格納の上、電子メールにて提出すること。

#### 4 提出書類

様式番号	書式名及び記載内容	サイズ	枚数制限
様式 1	参加申込書	A4	1 枚
様式 2	宣誓書	A4	1 枚
様式 3	業務実績表	A4	1 枚
様式 4	企画提案書 以下の 4 つの項目については、必ず記載すること。 ①事業の目的等の整理 ②動画制作実施詳細 ③Instagram 等 SNS を活用した動画配信実施詳細 ④独自提案内容	A4	上限 30 ページ 任意様式
様式 5	業務実施体制	A4	1 枚
任意様式	業務スケジュール ※令和 8 年 6 月下旬に契約を締結するものと想定し、業務スケジュール案を記載すること。	A4	1 枚
任意様式	参考見積書 ※本業務を実施するために必要な経費（消費税含む。）を、できるだけ具体的に記載すること。	A4	1 枚
任意様式	会社概要	—	上限 20 ページ
任意様式	商業登記履歴事項全部証明書（3 か月以内）【写し可】	—	—
任意様式	貸借対照表及び損益計算書（2 期分）【写し可】	—	—
任意様式	納税証明書の写し（国税及び郡山市税）【写し可】 ※法人税及び消費税等について未納税額がない証明、郡山市税については、市内に納税義務を有する場合のみ	—	—
様式 6	委任状 ※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。	A4	1 枚

- (1) 提出書類の作成に当たっては、明確・具体的に記入の上、提出すること。
- (2) 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- (3) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されている等、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。
- (4) 分かりやすさ及び見やすさに配慮し、提出書類で使用する文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とし、適度な行間を設けること。ただし、説明図表・計算書類等に使用する文字はこの限りではない。
- (5) 各様式の枠内に記載されている注記事項については、削除した上で提案内容を記載すること。
- (6) ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。なお、ページ番号を付番すること。
- (7) 提案内容について、要求水準以上の提案、特に強調したい箇所、重要と考える箇所等は、ゴシック体の使用、太字、下線等により見やすくするための工夫をすること。
- (8) 提出書類は原則、片面印刷とすること。

- (9) 正本1部、副本8部を提出すること。なお、副本は全て、法人名を黒塗りとすること。
- (10) 袋とじやホチキス止めは行わないこと。
- (11) 業務実績表の同業務とは、動画制作及び配信業務をいう。

## 5 提案における留意事項

### (1) 公正性の確保

参加者は、次の禁止事項に抵触した場合には、本業務への参加資格を失うものとする。

- ア 参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 参加者は競争を制限する目的で提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案内容等を定めなければならない。
- ウ 参加者は、候補者の決定前に他の参加者に対して、提案内容等を意図的に開示してはならない。
- エ 参加者やそれと同一と判断される団体等が、本業務に関して、審査員に面談を求めたり自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

### (2) 申込に伴う費用の負担

申込に伴う費用は、全て参加者の負担とする。

### (3) 募集のとりやめ等

参加者が連合又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に申込を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該参加者を参加させない又は募集を延期若しくはとりやめることがある。なお、契約締結後、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

### (4) 提出書類の取扱い

#### ア 著作権

提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、発注者は、本業務の公表及びその他、発注者が必要と認める場合、提出書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

## 第4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 第5 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和8年4月23日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、募集要項等で定めた選定基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査については、提出書類による書面審査により行う。  
また、必要に応じて提案書類に対する質問を行うため、回答期限までに回答すること。
- 3 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。  
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
  - (1) 事業者名
  - (2) 契約候補者名及び次順位者名
  - (3) 各参加者の評価点
  - (4) 審査の経過及び審査委員

## 第6 契約条件

- 1 提出された提案書類について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第4 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）による。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、全ての業務完了後に支払うものとする。

## 第7 業務の実施に関する事項

- 1 誠実な事業の遂行  
事業者は、契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。
- 2 関係機関との協議  
事業者は、関係機関と複数回の協議を行い、業務を実施すること。

## 第8 その他

- 1 留意事項
  - (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
  - (3) 企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しない。
  - (4) 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
  - (5) 提出された書類は返却しない。
  - (6) 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル実施以外の目的では使用しない。
  - (7) その他必要な事項は、規則及び実施要領による。

## 2 問合せ先

### (1) 郡山市農商工部産業雇用政策課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話 024-924-2251

電子メール [sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp)

別紙2

質 問 書

郡山市長 椎根 健雄 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

(押 印 不 要)

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託について、以下のとおり質問します。

1 質問内容

No.	質 問
1	
2	

※質問欄が不足した場合は、行を追加し記入してください。

2 連絡先

担当者役職・氏名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	電子メール	

3 質問提出期限

令和8年5月15日（金）17時15分まで

4 提出先

次の電子メールアドレス宛てに提出してください。

郡山市農商工部産業雇用政策課

E-Mail sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

様式 1

令和 年 月 日

参加申込書

郡山市長 椎根 健雄 様

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名

(代表者の自書又は記名押印)

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託に係る公募型プロポーザルについて参加申込  
します。

提出書類 (□の欄をチェックし、書類に不備がないことを確認すること)

- 様式 2、様式 3、様式 4、様式 5、様式 6 (様式 6 は、該当の場合のみ)
- 業務スケジュール
- 参考見積書
- 会社概要 (任意様式。パンフレット可)
- 商業登記履歴事項全部証明書写し (最新の登録事項を確認できるもの) 写し可
- 貸借対照表及び損益計算書 (2 期分) 写し可
- 納税証明書の写し (国税及び郡山市税) 写し可

様式 2

## 宣誓書

郡山市長 椎根 健雄 様

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託の公募型プロポーザルに係る参加資格について、下記に記載した事項は、真実に相違ありません。

### 記

(※ 該当項目にレ点を記入すること。)

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者である。
- 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でない。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でない。
- 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない。
- 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間）に、本業務と同種の業務経験を有している。

令和 年 月 日

所 在 地  
商号または名称  
代 表 者 氏 名

(代表者の自書又は記名押印)

様式3

業務実績表

業務名	郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務
法人名	

類似業務実績一覧

No	発注者	受注年度	業務の概要	備考
1				
2				
3				
4				
5				

※行数が不足する場合は適宜追加してください。

※契約事項等の理由で発注者の具体名称を明記できない場合は、業種名が判別できる程度で記入してください。（記入例）〇県、〇〇県〇〇市 など

※令和8年3月31日までの過去5年の期間に、類似する業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。

※類似する業務とは動画制作及び配信業務のことをいう。

様式 4

令和 年 月 日

企画提案書（表紙）

郡山市長 椎根 健雄 様

所 在 地  
商号または名称  
代 表 者 氏 名

（代表者の自書又は記名押印）

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託に係る公募型プロポーザルに対する提案書類を提出します。

企 業 名	
部 署	
連 絡 責 任 者 の 役 職 ・ 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

以下、チェックすること。

- A4 サイズ 30 ページ上限で任意様式により企画提案内容を作成すること。
- 企画提案書の記載に当たって、以下の 4 つの項目については、必ず記載すること。
  - ①事業の目的等の整理
  - ②動画制作実施詳細
  - ③Instagram 等 SNS を活用した動画配信実施詳細
  - ④独自提案内容

様式 5

業務実施体制

業務名	郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務
法人名	

役割	ふりがな 予定者氏名	役職名	実務経験年数
(例) 業務管理責任者	<small>かいせいざん</small> 開成山 <small>たろう</small> 太郎	企画主任	10年

- ※行数が不足する場合は適宜追加してください。
- ※必要に応じ、実施体制図を添付してください。
- ※実務経験年数とは当該役割における業務実績年数。

委任状

郡山市長 椎根 健雄 様

所在地  
名称  
代表者名

私は、下記のとおり代理人を定め、下記事項等を委任します。

記

1 代理人の役職名等

営業所等名称	
所在地	
代理人職氏名	

2 対象業務

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務
----------------------

3 委任事項

- (1) プロポーザル及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人選任に関すること。
- (6) その他 (1) ~ (5) に付随する一切のこと。

4 委任期間

年 月 日から本業務の履行完了後、代金の受領日まで
---------------------------

## 郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託仕様書

### 第1 総則

#### 1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、別紙募集要項、その他郡山市（以下「本市」という。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

#### 2 本業務の目的

近年、各種マーケティングやブランディング等において、消費者とダイレクトに繋がり、かつ拡散性があることから、SNSを通じたクリエイティブな情報発信がますます重要となっている。また、人間は情報の80%を視覚から得ていることから、ビジュアルマーケティング手法による「縦型ショート動画」の重要性が高まっている。本市では、市産品等のタイ向け輸出に力を入れており、本市事業者が既に輸出を開始している又はこれから開始する世界に誇る食品等（以下、「輸出商品等」という。）のプロモーションに向け、ショート動画等の制作のみならず、効果的に情報発信を行い、視聴を通じ、幅広い層への認知度向上及び購入促進に繋げることを目的に本業務を実施する。

※参考 本市における、これまでの食品のタイ向け輸出に関する主な取組

実施年度	取組内容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・タイのランシット大学と産業振興、教育の分野で連携協定を締結。</li><li>・タイの食品販売店・バイヤーの本市への招聘、及びオンライン商談会の開催により、市内企業等とのマッチングを実施。同大学と連携し、市内企業等の商品を活用したレシピ開発を実施し、現地飲食店で試食提供イベントを開催。</li></ul>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・タイの食品販売店・バイヤーの本市への招聘により、市内企業等とのマッチングを実施。</li><li>・現地スーパーでのフェア開催により、既輸出商品のプロモーションを実施。（対象商品：漬物、菓子、餡子、ラーメン、醤油、調味料等加工食品）</li><li>・同大学日本語学科の学生2名を市役所及び市内企業で受入れ、半年間のインターンシップを実施。商品を試食しメディア発信。</li><li>・FOODEX 出展。（海外全般）</li></ul>

#### 3 提案の留意事項

- (1) 提案上限金額の範囲内で、独自の有効な動画制作及び情報発信の提案を実施することができる。
- (2) 本業務においては、本市の「産学金官連携タイ販路開拓業務」との連携を想定すること。

### 第2 委託業務の概要

- 1 動画制作業務
- 2 Instagram 等 SNS を活用した動画配信業務
- 3 効果測定及び報告業務
- 4 その他

### 第3 委託業務の内容・要求水準等

本業務は、ショート動画等の制作のみならず、効果的な情報発信を行い、視聴を通じ、幅広い層へ本市の輸出商品等の認知度向上及び購入促進を図るものである。以下の内容に示すすべての項目において、本業務の目的等をふまえ、その他必要な項目を検討し、企画提案すること。

#### 1 動画制作業務

##### (1) 制作内容の詳細

###### ア 企画・構成

- (ア) 動画の制作にあたり、企画・構成においては、SNS を通じた情報発信に繋げるための手段・手法として単なる PR 動画ではなく、話題性を有し波及効果の高い企画・構成とし、紹介する輸出商品等の認知度向上及び購入促進に繋がりやすいテクニック等も取り入れること。また、プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容及び構成を決定すること。
- (イ) 本市及び輸出商品等に対する関心の有無に関わらず、感覚的・視覚的に見入ってしまうことが期待されるユニークな動画を制作する。
- (ウ) 取材実施に必要な一切の調整(取材先との連絡調整、インフルエンサーとの連絡調整等)、一切の手配(取材に係る宿泊、食事、通訳、添乗員、交通手段及び通信手段等の手配)を実施すること。
- (エ) 動画は本市公式 Instagram、YouTube 等に掲載することを想定し、必要な編集・データ変換・サムネイル作成等を実施すること。

###### イ 撮影等

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は受注者が実施するものとする。

- (ア) 出演者は、輸出商品等の食品ジャンルに合わせたインフルエンサーで、5万人以上のタイ人の Instagram フォロワー等を有し、ターゲット層に対し、輸出商品等の魅力をインパクトとともに効果的に伝えるスキルを有する人物を起用すること。なお、起用するインフルエンサーについては、提案によるものとする。
- (イ) インフルエンサーを起用し撮影することで、より具体的に輸出商品等をイメージしやすいものとする。
- (ウ) 資料、素材の収集
- (エ) 肖像権や著作権に係る必要な手続き(撮影、編集、納品後の加工、放映 [SNS 等への掲載、テレビ局等への提供、貸与を含む。] にあたり肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を含む。)
- (オ) 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

- (カ) 制作した動画は、起用するインフルエンサー自身の SNS 等でも配信すること。
- (キ) 構成や編集の企画・立案、映像の撮影・編集・その他映像制作にかかる一切の作業、撮影・配信に係る各種調整、法的権利関係の整理・調整、映像配信媒体との各種調整、撮影に付随する交通手段・食事等一切の手配、二次利用及び再編集等に係る各種調整を行うこと。

## ウ 編集

- (ア) 必要に応じ、撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。また、動画の完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。なお、動画の内容は次の点に留意すること。
- a 制作する動画は、本市の輸出商品等の認知度向上及び販売促進に繋がる内容とすること。なお、撮影する時期等は発注者と協議の上決定すること。
  - b 動画は縦型（規格は9：16）とし、SNS 等で配信しやすい仕様とすること。また、本業務目的に資する提案企画で縦型動画と連動させるものであれば、一部は横型も可とする。
  - c 各動画の冒頭は目を引くキャプション等を入れること。
  - d コンプライアンスを遵守し、音楽（BGM）、字幕、コンピューターグラフィックス、イラスト等を適宜挿入すること。

## (2) 動画の仕様

### ア コンセプト

- (ア) 輸出商品等にスポットを当て、生産者のこだわり、品質や素材の良さ、美味しい食べ方など、ターゲットの購入意欲に訴求するものを提案すること。
- (イ) 現地試食販売等のプロモーションにおける店頭での活用及び SNS 等での情報発信を通して幅広い層への認知度向上及び購入促進につながるものを提案すること。

### イ 仕様詳細

- ・対象国：タイ
- ・作成言語：タイ語、英語、日本語
  - (ア) タイ語を基本とし、言語を切り替えられるよう制作する。
  - (イ) 挿入する多言語表記については、各言語のネイティブ話者による校正を行うこと。
- ・制作本数：最低3本以上とし、予算の範囲内で制作可能な最大本数を提案すること。  
※1本の動画に2社の輸出商品等の動画を含める想定（6社想定）
- ・再生時間：各動画の再生時間は各 SNS の特性を踏まえて最適な時間を提案すること。
- ・素材形式：MP4 形式
- ・画質：解像度は、フルハイビジョン以上とすること。
- ・発信媒体：Instagram（リール）を想定して動画制作を行うものとするが、実際の投稿においては、全ての SNS で同一の動画を投稿する。
- ・ターゲット：タイ（バンコク）のターゲットとなる対象を提案すること。
- ・既輸出対象商品：あんみつ、干し芋、食べるラー油、漬物、ラーメン、醤油等  
※納豆、ゆべし、焼菓子、甘酒、グルテンフリー麺、かりんとう等についても登録申請中

(2026年4月1日現在)

ウ その他の仕様

- (ア) 映像は新規撮影を原則とするが、既存の動画、データ等も必要に応じ使用可とする。
- (イ) 4K 映像、360° 全方位カメラや、ドローン等、タイムラプス、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を積極的に活用すること。
- (ウ) 撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受注者自身で行うこと。
- (エ) 撮影にあたっては、ロケハンの上、絵コンテを作成すること。

2 Instagram 等 SNS を活用した動画配信業務

上記1で制作する動画（以下、「動画」という。）について、広く拡散させ販売を促進するため、効果的なターゲット・手法の SNS 広告配信計画を提案し、広告配信を実施すること。

本市アカウントを活用した、Instagram 広告や YouTube 広告を想定しているが、これに加え、動画拡散に効果的な手法があれば提案すること。ただし、予算の範囲内で実施可能なものに限る。なお、実施時期及び実施期間については、提案によるものとする。

3 効果測定及び報告業務

リーチ数、エンゲージメント数、再生回数等の定量的成果分析に加えて、リーチ層や反応分析等の定性的成果分析について、その内容を事業終了後の実施報告書にまとめ、提出すること。

4 その他

- (1) 上記に加え、本事業において効果的に発信するための独自提案等があれば、提案の上限額の範囲内で独自の提案を実施することができる。特に、従来にない視点や技術を活用した創意ある手法が望ましい。
- (2) 受注者は、本業務を実施する上で、追加となる業務等が必要である場合は、提案すること。なお、追加業務に係る費用負担は受注者とする。

第4 成果品

1 完了検査

実施報告書を提出し、完了検査を受けること。成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て本市に帰属するものとし、本市の承諾なしに使用、公表してはならない。

No	成果品	様式 形態	提出 期限
1	事業実施報告書 (A4 判) ※紙媒体 1 部	任意様式	令和8年12月25日(金)
2	事業実施報告書 (A4 判) ※電子媒体 (USB メモリ)	任意様式	
3	制作した動画コンテンツ一式	MP4	

	※電子媒体 (USB メモリ)		
4	動画制作時に撮影した素材データ (白データ) ※電子媒体 (USB メモリ)	MP4	

## 2 実施報告書の規格及び提出先

- (1) 原則、A4 版、縦型、横書きとし、PDF 及び PDF 以外の加工可能な電子データで提出すること。
- (2) 提出先は、郡山市農商工部産業雇用政策課（郡山市役所本庁舎 1 階）とする。
- (3) その他業務で生じた成果品については、併せて提出すること。

## 第 5 著作権等の扱い

- 1 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、全て発注者が保有するものとする。なお、成果品については、準拠法は日本法として取り扱われるものとする。
- 2 制作した映像、デザイン、イラスト等は全て発注者に電子データにて提出し、本契約期間終了後においても発注者が自由に加工を行い、公表できるものとする。
- 3 本業務委託により得られる著作物の著作人格権について、受注者は将来に渡りいかなる場合も行使しないものとする。
- 4 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- 5 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 第 6 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- 3 屋外での撮影が発生する場合は、適切な天候下において行うこととする。
- 4 発注者に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合、または、成果不十分と認められる場合には、契約期間の途中で契約を解除できるものとする。
- 5 受注者は、本業務にあたって十分な経験を有するものを業務責任者として定めなければならない。業務責任者は、本業務遂行上必要な進行管理及び連絡調整を行うこと。
- 6 受注者は、発注者の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正のあった部分については速やかに対応すること。
- 7 仕様書の内容に変更が生じた場合には、発注者及び受注者の間において対応を協議する。
- 8 契約期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任と負担により速やかに対応するものとする。
- 9 本業務の業務スケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。
- 10 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。
- 11 本業務にかかる撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、

各種データ費等)は、全て事業費に含むこと。

- 12 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容については疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。
- 13 前項 12 に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

# 郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務公募型プロポーザル審査基準

令和8年4月23日作成

## 第1 審査手順

### 1 資格審査

市は、参加者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、参加者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果、資格を満たさない場合のみ、失格の旨を通知する。

### 2 提案審査

#### (1) 提案書類の確認

市は、参加者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認し、提出書類が不備の場合は、失格とする。

#### (2) 提案書類の審査

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに点数を付与する。

#### (3) 契約候補者及び次順位者の選定

選定委員会は、評価点の最も高い提案を契約候補者として選定し、次に高い提案を次順位者として選定する。総合評価点の最も高い提案が2つ以上ある場合は、動画制作業務の合計点数が最も高い提案を契約候補者として選定する。

#### (4) 最低制限基準

最低制限基準として、選定委員会委員の合計点数が配点の合計の60%とし、60%に満たない場合は失格とする。

## 第2 審査項目及び配点

	評価ポイント	配点
<b>基礎評価【15点】</b>		
(1) 事業趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在までの取組を理解し、活用されている提案か。</li><li>・事業趣旨の理解がなされている提案か。</li><li>・企画提案の内容が事業趣旨と合致しているか。</li></ul>	5
(2) 業務体制 業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・十分な経験や同種業務実績を有している者を配置し、業務が遂行できる技術力を有し、人員体制が確保されているか。(件数だけでなく、実績の内容、成果が本業務にふさわしいか総合的に判断する。)</li><li>・スケジュールが具体的で、円滑な事業遂行が可能か。</li></ul>	5
(3) 見積額		5

事業評価【85点】		
(4) 動画制作業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案する動画は、輸出商品等の幅広い層への認知度向上及び購入促進につながるものであるか。</li> <li>・提案する動画は、訴求力があり、視聴者へインパクトを与え印象に残る内容か。</li> <li>・提案する動画は、輸出商品等の特性を踏まえ、魅力を十分に引き出せる内容であるか。</li> <li>・企画提案の内容が、仕様書に合致する提案となっているか。</li> </ul>	20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案するインフルエンサーは、輸出商品等の魅力を効果的に伝えるスキルを有する人物であるか。</li> <li>・提案するインフルエンサーは、本業務の趣旨に合致しているか。</li> </ul>	20
(5) Instagram 等 SNS を活用した動画配信業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なターゲット・手法の SNS 広告配信が提案されているか。</li> </ul>	15
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画を広く拡散させ輸出商品等の販売を効果的に促進する提案がなされているか。</li> </ul>	10
(6) 独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に定める以上の独自提案があるか、その提案は効果的なものか。</li> <li>・提案内容に独自性があり、新たな視点からの創意工夫があるか。</li> </ul>	20
合計		100

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和8年4月23日制定

〔郡山市農商工部産業雇用政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領の作成に関すること。
- (2) 指名業者の選定に関すること。又は、選定基準の作成に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

- 2 委員は、農商工部長、農商工部理事、農商工部次長兼産業創出課長、産業雇用政策課長、産業雇用政策課長補佐、輸出・マーケティング係長、文化スポーツ観光部観光政策課長が指名する職員とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、農商工部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議は、必要に応じて、書面により開催することができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農商工部産業雇用政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月23日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。